

単組代表者各位
関係者各位

医薬化粧品産業労働組合連合会
会長 松尾 仁雄

薬粧連合 2026年度春の取り組み方針について

医薬化粧品産業労働組合連合会（薬粧連合）は、2026年度の春の取り組み方針を以下のように定めて活動・取り組みを推進して参ります。

賃金の取り組み

- ✧ 2026年度は賃金と物価が安定的に上昇する経済に移行する重要な年となる。
- ✧ 主要国の実質賃金が上昇していることを踏まえると、日本の実質賃金を生産性の伸びに応じて継続的に引き上げる必要がある。
- ✧ 医薬化粧品産業を日本の基幹産業として成長させていくためにも全産業と共に賃上げに取り組み、人材獲得競争力を維持・強化していくことが引き続き重要である。
- ✧ これらを考慮し、物価上昇を上回る実質賃金の向上の観点から賃上げ分3%以上、定期昇給分を含めて5%以上の賃上げを目安として方針を設定する。
- ✧ 加盟組合は、安定的な賃上げの実現を目指し、会社との協議を行う。ただし、個別労使の状況に応じた交渉を優先するという考え方には変わりはない。

総合労働条件の取り組み

- ✧ 誰もが自分らしく安心して働ける職場・社会の実現に向け、総合労働条件について継続して以下の5つの項目を掲げて労働環境を整備していく。
 - ① 「自律的なキャリア形成」：社内リクルート／社内兼業制度、兼業・副業など
 - ② 「多様性の推進」：多様な働くものへの支援（育児・介護・治療と仕事の両立支援など）
 - ③ 「柔軟な働き方（勤務時間、勤務地・居住地）」：各種勤務形態、勤務時間・場所など
 - ④ 「健やかな働き方に向けた取り組み（労務管理・安全衛生）」：ワーク・ライフ・バランス、労働時間・休暇など
 - ⑤ 「60歳以降の働く環境の整備」：定年制度、退職金・年金制度など

持続可能な社会の成長に向けた労使一体の取り組み

- ✧ 労働条件にも寄与する産業・企業の持続的な成長、ステークホルダーとの関係について、労働組合のチェック＆パートナーとしての役割・機能を果たしていく。
- ✧ 2026年1月1日に施行される中小受託取引適正化法について各社・加盟組織の対応・取り組みを確認する。

2026年度は、賃金と物価が安定的に上昇する経済に移行する重要な年と認識しています。過去4年間、名目賃金は伸びたものの、物価上昇の影響により実質賃金は低下し、日本の賃金水準は主要国と比較して依然として低い状況にあります。このような中、主要国で実質賃金が上昇していることを踏まえ、日本においても実質賃金を継続的に引き上げ、中期的には生産性の向上を通じて賃金改善を加速させる必要があります。

この実現には全産業の協力が不可欠であり、医薬化粧品産業も例外ではありません。当産業を日本の基幹産業として成長させるためには、全産業と共に賃上げに取り組み、人材獲得競争力を維持・強化することが重要です。また、日本発の革新的な新薬・新製品の創出や、医薬品・化粧品の安定供給は、豊かで健康な社会の実現に向けた当産業の大きな使命であると考えています。一方で、医薬品の開発は難易度が高く、長期間に多額の研究開発費を要するうえ、公定価格の薬価は原材料費や労務費等の上昇分を企業判断で価格転嫁することができません。さらに、度重なる薬価制度改革による厳しい環境下では、早期退職等の雇用施策が後を絶たず、医薬品受託製造、OTC医薬品や化粧品等においても競合状況等の要因により価格転嫁は容易ではありません。しかしながら、医薬化粧品産業が日本の基幹産業として成長し、その使命を果たすためには、「人」への投資は不可欠です。人材獲得競争力の維持・強化を踏まえ、今年度は物価上昇を上回る実質賃金の向上の観点から賃上げ分3%以上、定期昇給分を含めて5%以上の賃上げを目安として取り組みます。加えて、賃金だけでなく労働条件の充実を図り、産業の魅力を高めるため、誰もが自分らしく安心して働ける職場・社会の実現に向けて取り組みを進めます。具体的な施策は加盟組合の考え方を尊重し、個別労使間での現状や課題に沿って進めることを基本としていますが、薬粧連合として加盟組織の建設的な労使交渉・協議を支援して参ります。さらに、持続的な労働条件の改善につなげるため、産業政策の実現、中小受託取引適正化法対応を含めた適切な価格転嫁・適正取引の推進にも取り組みます。

以上